

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室・
高齢者支援課・振興課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」の一部改正について

計13枚（本紙を除く）

Vol.711

平成31年3月29日

厚生労働省老健局

総務課認知症施策推進室・

高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3971)
FAX：03-3595-2888

社 援 発 0929 第 4 号
老 発 0929 第 2 号
平成 29 年 9 月 29 日

都 道 府 県 知 事
政 令 市 ・ 中 核 市 長
地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長

殿

〔一部改正〕
平成 31 年 3 月 29 日
社 援 発 0329 第 28 号
老 発 0329 第 4 号

厚生労働省 社会・援護局長
厚生労働省 老健局長
(公 印 省 略)

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について

本日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 5 号）が公布され、本年 11 月 1 日から、技能実習制度の対象職種に介護職種が追加される。

また、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 1 号）による改正後の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「規則」という。）においては、法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業にあつては、事業所管大臣が、技能実習計画の認定基準等について、告示でその職種及び作業に固有の要件を定めることができる制度となっているところ、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成 29 年厚生労働省告示第 320 号。以下「告示」という。）が別添のとおり本日付けで告示され、本年 11 月 1 日から適用することとされている。

については、介護職種における規則・告示の解釈、適用等については下記のとおりであるので、ご了解願いたい。また、各自治体におかれては、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

第一 技能実習計画の認定の基準

一 技能実習の内容の基準

1 技能実習生について

(1) 同等業務従事経験等（規則第 10 条第 2 項第 3 号ホ）

規則第 10 条第 2 項第 3 号ホに規定する「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」については、技能実習制度本体の運用によるが、例えば、次に掲げる者が該当すること。

- ・ 外国における高齢者又は障害者の介護施設又は居宅等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国の政府による介護士認定等を受けた者

(2) 日本語能力要件 (告示第 1 条第 1 号)

① 告示第 1 条第 1 号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験 (独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。) の N 3、N 2 又は N 1 に合格している者
- ・ 平成 22 年 3 月 31 日までに実施された日本語能力試験において、3 級、2 級又は 1 級に合格している者
- ・ J. T E S T 実用日本語検定 (株式会社語文研究社が実施する J. T E S T 実用日本語検定をいう。以下同じ。) の E-F レベル試験において 350 点以上取得している者又は A-D レベル試験において 400 点以上取得している者
- ・ 日本語 N A T - T E S T (株式会社専門教育出版が実施する日本語 N A T - T E S T をいう。以下同じ。) の 4 級、3 級、2 級又は 1 級に合格している者

なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

② 告示第 1 条第 1 号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験の N 2 又は N 1 に合格している者
- ・ 平成 22 年 3 月 31 日までに実施された日本語能力試験において、2 級又は 1 級に合格している者
- ・ J. T E S T 実用日本語検定の A-D レベル試験において 400 点以上取得している者
- ・ 日本語 N A T - T E S T の 3 級、2 級又は 1 級に合格している者

なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

2 入国後講習について (告示第 1 条第 2 号)

(1) 日本語科目 (告示第 1 条第 2 号イからハまで)

① 告示別表第一及び別表第二の中欄に掲げる教育内容に含まれる事項は次の

とおりであること。

- ・総合日本語：①文法（文の文法、文章の文法）、②語彙（文脈規定、言い換え類義、用法）、③待遇表現、④発音、⑤正確な聞き取り、⑥話題に即した文作成
- ・聴解：①発話表現、②即時応答、③課題理解、④ポイント理解、⑤概要理解
- ・読解：①内容理解、②情報検索
- ・文字：①漢字読み、②表記
- ・発音：①拍、②アクセント、③イントネーション
- ・会話：①場面に対応した表現、②文末表現
- ・作文：①文章構成、②表現方法
- ・介護の日本語：①からだの部位等の語彙、②介護の場面に応じた語彙・声かけ

② 告示第1条第2号ハに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和32年3月1日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ・ 学士の学位を有する者であって、日本語教育に関する研修で相当と認められるもの（420単位時間（1単位時間は45分以上とする。）以上の課程を有するものに限る。）を修了したもの
- ・ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院に相当する海外の大学又は大学院において日本語教育に関する課程を修めて当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ・ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に当該日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないものの

（2）技能等の修得等に資する知識の科目（告示第1条第2号ニ、ホ）

① 告示別表第3の中欄に掲げる教育内容に含まれるべき事項は次のとおりであること。

- ・介護の基本Ⅰ・Ⅱ：①介護の基本Ⅰ（介護職の役割、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全、介護過程、介護における尊厳の保持・自立支援）、②介護の基本Ⅱ（からだのしくみの理解、介護を必要とする人の理解（老化の理解、認知症の理解、障害の理解））

- ・コミュニケーション技術：①コミュニケーションの意義と目的、②コミュニケーションの基本的技法、③形態別コミュニケーション
 - ・移動の介護：①移動の意義と目的、②基本的な移動の介護（体位変換、移動（歩行、車いす移動等））、③移動介助の留意点と事故予防
 - ・食事の介護：①食事の意義と目的、②基本的な食事の介護、③食事介助の留意点と事故予防
 - ・排泄の介護：①排泄の意義と目的、②基本的な排泄の介護（ポータブルトイレ、便器・尿器、おむつ等）、③排泄介助の留意点と事故予防
 - ・衣服の着脱の介護：①身じたくの意義と目的、②基本的な着脱の介護、③着脱介助の留意点と事故予防
 - ・入浴・身体清潔の介護：①入浴・身体清潔の意義と目的、②基本的な入浴の介護（特殊浴槽、チェアー浴、一般浴槽等）、③入浴以外の身体清潔の方法（足浴・手浴、身体清拭）、④褥瘡の予防、⑤入浴・身体清潔の介助の留意点と事故予防
- ② 技能等の修得等に資する知識の科目の講義の講師について、告示第1条第2号ホに規定する「その他これと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第4号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第5に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習に関し教授した経験を有する者
 - ・ 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設の教員として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目を教授した経験を有する者
 - ・ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程における介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号）別表に定める介護の基本、介護におけるコミュニケーション技術又はこころとからだのしくみと生活支援技術のいずれかの科目を教授した経験を有する者
 - ・ 社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条第1項各号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第2条第2号の表に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習のいずれかの科目を教授した経験を有する者

（3）時間数の免除

- ① 告示第1条第2号イ、ロ及びニに規定する「時間数の一部を免除することができる」とは、技能実習制度本体の取扱と同様、入国前講習（規則第10条第2

項第7号ハに規定する入国前講習をいう。以下同じ。)において、入国後講習で行うこととされている日本語科目又は技能等の修得等に資する知識の科目の講義に相当するものが行われ、その時間数がそれぞれの科目について告示で定められた合計時間数の2分の1以上である場合には、入国後講習において、その科目の総時間数を告示で定められた合計時間数の2分の1を上限として免除することができるものであること。

教育内容ごとの時間数についても、入国前講習において行ったそれぞれの科目の講義における教育内容ごとの時間数を上限として、入国後講習において、告示で定める時間数の全部又は一部を免除することができるものであること。

- ② 入国前講習において行われた日本語科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示で定める教育内容について、次のア又はイに掲げる者が講義を行うことが必要であること。

ア 告示第1条第2号ハに掲げる者

イ 海外の大学を卒業又は海外の大学院の課程を修了した者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教員の職を離れていないもの

- ③ 入国前講習において行われた技能等の修得等に資する知識の科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示で定める教育内容について、告示第1条第2号ホに掲げる者が講義を行うことが必要であること。

二 技能実習を行わせる体制について（告示第2条）

1 技能実習指導員について（告示第2条第1号）

告示第2条第1号に規定する「その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有することに加え、3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した者であって、申請者が技能実習指導員としての適格性を認めたもの
- ・ 看護師、准看護師の資格を有する者

2 技能実習を行わせる事業所について（告示第2条第3号イ）

告示第2条第3号イ及び第5条第1号イに規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるものであること。具体的には（別紙1）のとおりであること。

3 夜勤業務等について（告示第2条第5号）

夜勤は、昼間と異なり少人数での勤務となるため利用者の安全性に対する配慮が特に必要となるとともに、技能実習生の心身両面への負担が大きいことから、技能実習生を夜勤業務等に配置する際には、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するための措置を講ずることが必要であること。

第二 監理団体の業務の実施に関する基準（告示第5条）

告示第5条第1号ロに規定する「イに掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 看護師、准看護師の資格を有する者であって、5年以上の実務経験を有するもの
- ・ 介護等の業務を行う施設又は事業所の施設長又は管理者として3年以上勤務した経験を有する者
- ・ 介護支援専門員であって、5年以上介護等の業務に従事した経験を有する者

告示第5条第1号に定める要件を満たす技能実習計画作成指導者については、常勤・非常勤であるかは問わないものであること。

第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて

1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて

次の①又は②に該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。

- ① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6月を経過した者
- ② 日本語能力試験のN2又はN1（平成22年3月31日までに実施された審査にあっては、2級又は1級）に合格している者

2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

介護職種の技能実習生が、看護補助者として病院又は診療所において看護師長及び看護職員の指導の下に療養生活上の世話等の業務を行う場合における看護補助者の配置基準においては、当該技能実習生を員数に含めて算定しても差し支えないものであること。

第四 その他

介護職種における技能実習生の受入に当たっては、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）の施行後において同法第54条第1項に規定する事業協議会への移行が想定される「技能実習制度への介護職種の追加に向けた準備会」において、（別紙2）のとおり、「介護職種の技能実習生の受入れに関するガイドライン」が策定されているので、これを踏まえ、介護職種の技能実習を適正に実施するための取組みをさらに推進されたい。

(別紙1)対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業	生活サポート	指定認知症対応型共同生活介護
知的障害児施設	経過的デイサービス事業	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設	訪問入浴サービス	介護老人保健施設
知的障害児通園施設	地域活動支援センター	介護医療院
盲児施設	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	指定通所リハビリテーション
ろうあ児施設	在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設	知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定短期入所療養介護
肢体不自由児施設	居宅介護	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由児通園施設	重度訪問介護	指定特定施設入居者生活介護
肢体不自由児療護施設	行動援護	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設	同行援護	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
重症心身障害児(者)通園事業	外出介護(平成18年9月までの事業)	サービス付き高齢者向け住宅※3
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	移動支援事業	第1号訪問事業
児童発達支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定訪問介護
放課後等デイサービス	第1号通所事業	指定介護予防訪問介護
障害児入所施設	老人デイサービスセンター	指定夜間対応型訪問介護
児童発達支援センター	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
保育所等訪問支援	指定地域密着型通所介護	生活保護法関係の施設
障害者総合支援法関係の施設・事業	指定認知症対応型通所介護	救護施設
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)	指定介護予防認知症対応型通所介護	更生施設
短期入所	老人短期入所施設	その他の社会福祉施設等
障害者支援施設	指定短期入所生活介護	地域福祉センター
療養介護	指定介護予防短期入所生活介護	隣保館デイサービス事業
生活介護	養護老人ホーム※1	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
児童デイサービス	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	ハンセン病療養所
共同生活介護(ケアホーム)	軽費老人ホーム※1	原子爆弾被爆者養護ホーム
共同生活援助(グループホーム)	ケアハウス※1	原子爆弾被爆者デイサービス事業
自立訓練	有料老人ホーム※1	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
就労移行支援	指定小規模多機能型居宅介護※2	労災特別介護施設
就労継続支援	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)	指定複合型サービス※2	家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	指定訪問入浴介護	病院又は診療所
福祉ホーム	定介護予防訪問入浴介護	病院
身体障害者自立支援		診療所
日中一時支援		

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。
※2 訪問系サービスに従事することは除く。
※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

介護職種の技能実習生の受入れに関するガイドライン

技能実習制度への介護職種の追加に向けた準備会
平成 29 年 9 月 29 日策定

介護職種の技能実習制度においては、その固有の要件として、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準等」(平成 29 年厚生労働省告示第 320 号。以下「告示」という。)が定められているが、介護職種の技能実習の適正な実施のための取組を更に進めるため、本協議会において、介護職種の技能実習生を受け入れるに当たって留意すべき事項や実習実施者等が行うことが望ましい取組などを示すガイドラインを下記のとおり定める。

1. 介護職種の技能実習生の受入れに関して留意すべき事項

- 技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしている。介護職種の技能実習生の受入れにおいても、人材不足への対応を目的とするものではなく、技能実習制度の趣旨に沿って、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的として実施する。実習実施者や監理団体は、上記を踏まえ、適切に技能実習を実施する。
- また、「アジア健康構想に向けた基本方針」(平成 28 年 7 月 29 日健康・医療戦略推進本部決定)においては、アジアにおける高度な介護人材の育成及び環流の推進が大きな柱の一つとして掲げられ、アジアの潜在的な高齢者関連市場が帰国後の技能実習生が活躍できる場とされている。実習実施者は、帰国後の技能実習生が母国の高齢者関連市場において中核的な人材として活躍していただけるよう、技能実習を実施していく。

2. 技能実習生の日本語能力に関して留意すべき事項

(1) 日本語能力要件について

- 実習実施者や監理団体は、1 年目(入国時)は「N3」程度を望ましい水準として、技能実習生が 2 年目の業務への円滑な移行を図るために、より高い日本語能力を持って入国できるように努める。具体的には以下の取組を行う。
 - ・ 政府が開発した「日本語自律学習支援ツール(WEBコンテンツ)」を活用して技能実習生の入国前からの自律的な学習を促すこと。
 - ・ 現地の日本語教育機関と連携するなどし、N3 程度の日本語能力を有する技能実習生の候補者の育成を行うこと。

(2) 実習期間中の日本語学習について

- 技能実習生が、実習を円滑に進めるとともに、2 年目移行時の日本語能力要件を満たすためには、実習開始後も日本語学習が継続して行われることが重要である。このため、実習実施者は、技能実習生の日本語学習環境を整備するために政府が開

発した以下のプログラムを活用するとともに、「日本語自律学習支援ツール（WEBコンテンツ）」を活用して技能実習生の自律的な学習を促すなどし、技能実習生の継続的な日本語能力の向上に努める。

- ・ 実習実施者において行う日本語学習に用いる標準的なプログラム
- ・ 介護の日本語の共通テキスト
- ・ 実習実施者における日本語学習指導者向けの手引き
- ・ 聴解に特化した学習プログラム

（各プログラムについては厚労省HPで公開。）

- 特に、N3程度を未取得の技能実習生を受け入れる場合には、実習実施者は、日本語学習指導者として日本語教育の専門家を配置することが望ましい。実習実施者に配置することが難しい場合には、監理団体が日本語教育の専門家による定期巡回・相談を行う等の取組を行うことが望ましい。

3. 入国後講習について留意すべき事項

- 実習実施者や監理団体は、（１）日本語、（２）本邦での生活一般に関する知識、（３）技能実習生の法的保護に必要な情報、（４）本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の４つの科目について、第１号技能実習の予定時間全体の１／６以上（入国前講習を行った場合には、１／１２以上）の時間をかけて入国後講習を行うこととされている。（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成２８年法務省・厚生労働省令第３号。以下「規則」という。）第１０条第２項第７号）
- 介護職種については、日本語と本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識（介護導入講習）の科目の講師について一定の要件が課されているが（告示第１条第２号ハ及びホ）、所定の要件に加えて、日本語を担当する講師については、外国人への教育経験を有する者、介護導入講習を担当する講師については、３年以上の教授歴を有する者が担当することが望ましい。

4. 実習の実施について留意すべき事項

（１）夜勤等について

- 実習実施者は、技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急時の対応が求められる業務（以下「夜勤等」という。）を行わせる場合にあっては、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するために必要な措置を講ずることとされている（告示第２条第５号）。このため、実習実施者は、技能実習生に夜勤等を行わせる場合にあっては、具体的には次のような措置を講じることが必要である。
 - ・ 指導等に必要な数の技能実習生以外の介護職員（主として技能実習指導員）と技能実習生の複数名で業務を行う。
 - ※ 技能実習生が配置される事業所と同一敷地内で一体的に運営されている事業所がある場合は、一体的に運営されている事業所に技能実習生以外の介護職員（主として技能実習指導員）を同時に配置する体制とすることも可能である。
 - ・ その他、利用者の安全及び技能実習生の心身への負担の回避の観点から、事業所の判断により、夜勤業務等を行わせるのは２年目以降の技能実習生に限定することも考えられる。

- また、上記の場合であっても、技能実習生の心身両面への負担や実習業務への影響を考慮し、夜勤業務については適切な範囲で実施する、技能実習生に対し有給休暇の取得を推奨する等の配慮を行うことが望ましい。

(2) 技能実習指導員について

- 実習実施者は、技能実習指導員が適切な指導を実施できるよう、技能実習指導員に対して、介護の技能実習指導員講習会※を受講することを推奨する。

※ 介護の技能実習指導員講習会

… 適切に技能移転が図られる体制を確保するため、技能実習指導員が、「技能実習」の「指導者」としての役割を理解するとともに、技能実習制度に即して効果的な技能実習ができるための知識及び技術を得得することを目的として行われる講習会（平成29年度においては、厚生労働省予算で実施。）。

【講習会の内容】（以下の内容以上とする。）

科目名	時間数	目標及び主な内容
技能実習指導員の役割	2.5	○技能実習指導員が求められる役割を担うために技能実習制度について理解する ・技能移転の意義 ・技能実習生の権利擁護 等 ○労働基準法及び関係労働法令について理解する。
移転すべき技能の理論と指導方法	1.5	○技能実習の対象とされる「介護」について理解する ・必須業務、関連業務、周辺業務について 等 ○移転すべき技能と指導のポイントを理解する
技能実習指導の方法と展開		○技能実習計画の作成と指導方法を理解する ・技能実習計画と実習プログラムの作成 等
技能実習指導における課題への対応	2.25	○技能実習生受入の留意点 ・技能実習生との向き合い方 ・コミュニケーションの取り方の留意点 ・生活習慣や文化の理解 ・日本語学習支援について 等
理解度テスト	0.75	・理解度テストの実施及び解説
合計	7.0	

5. 同等処遇の担保に関して留意すべき点

- 実習実施者や監理団体は、技能実習生の待遇について、日本人と同等の処遇を担保するため、以下の取組を進めることが望ましい。
 - ・ 外国人が理解しにくい日本独自の賞与や手当等の賃金構造、税金についても、技能実習生が理解できるよう説明を徹底する。
 - ・ 同等処遇の担保の実効性が上がるよう、事業主が自発的に賃金規程を公表することを推奨する。

6. その他

(1) 技能実習生の健康管理について

- 実習実施者や監理団体は、入国前に技能実習生の健康診断等を実施するとともに、入国後も健康指導や健康相談を行うことなどにより技能実習生の健康管理に努める。

(2) 技能実習生のメンタルヘルスケアについて

- 2名以上の技能実習生の受入れ人数枠が認められている事業所は、技能実習生のメンタルヘルスケアの観点から、技能実習生を2名以上受け入れることが望ましい。技能実習生を1名しか受け入れない事業所は、技能実習生を受入れている近隣の事業所と連携して技能実習生や地域における外国人相互の交流の場を設けることなどにより技能実習生のメンタルヘルスケアに努める。

- また、技能実習を行わせる事業所ごとに1名以上選任することとされている生活指導員（規則第12条第1項第3号）が中心となって、定期的に技能実習生との面談の機会を設け、来日目的と技能実習生本人の将来について具体的に話し合うほか、技能実習生の生活上又は職業上の相談に応じることなどにより、技能実習生が高い意欲を持って実習に取り組める環境の整備に努める。

(3) 相互理解について

- 日本と技能実習生の送り出し国では、国民性、価値観、宗教観等に違いがあるため、実習実施者や監理団体は、これらの違いをよく認識し、技能実習生との相互理解に努める。また、技能実習生が宗教を信仰している場合には、実習実施者や監理団体は、宗教施設へのアクセス等の情報を提供するなど技能実習生の信教に十分配慮する。
- 実習実施者や監理団体は、技能実習生の職場への適応や日本の生活習慣の修得が円滑に行われるよう、技能実習生に対して、地域活動やボランティア活動への参加等の地域社会との交流の機会を積極的にアレンジするよう努める。

-以上-

技能実習制度への介護職種の追加に向けた準備会 構成員名簿

(敬称略・五十音順等)

全国社会福祉法人経営者協議会

制度・政策委員会福祉人材対策特命チームリーダー 湯川 智美

全国介護付きホーム協会

代表理事 国政 貴美子

事務局次長 長田 洋

全国中小企業団体中央会

事務局次長労働・人材政策本部長 小林 信

労働・人材政策本部労働政策部審議役 西津 康久

全国老人福祉施設協議会

会長 石川 憲

全国老人保健施設協会

副会長 平川 博之

人材対策委員会人材制度部会員 光山 誠

全日本病院協会

会長 猪口 雄二

常任理事 山本 登

日本医師会

常任理事 鈴木 邦彦

日本医療法人協会

副会長 小森 直之

副会長 馬場 武彦

日本精神科病院協会

会長 山崎 學

常務理事 平川 淳一

日本認知症グループホーム協会

副会長 佐々木 薫

常務理事 江頭 瑞穂

日本病院会

副会長 小松本 悟

理事 松本 隆利

日本慢性期医療協会

副会長 安藤 高朗

常任理事 富家 隆樹

日本生産性本部

参与 北浦 正行

シルバーサービス振興会

常任理事 中井 孝之

事務局長 久留 善武

「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」の一部改正について

平成 31 年3月 29 日

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)及び介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(平成 29 年厚生労働省告示第 320 号)の解釈、適用等について定めた「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」について下記のとおり必要な改正を行います。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改訂版要領)	改正箇所	現行	改正
1	P2	(2)①	J. TEST実用日本語検定(特定非営利活動法人日本語検定協会が実施するJ. TEST実用日本語検定をいう。以下同じ。)	J. TEST実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ. TEST実用日本語検定をいう。以下同じ。)
2	別紙	(別紙1)対象施設		
			老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
			(略)	(略)
			指定介護予防通所介護	(削除)
			(略)	(略)
			—	介護医療院
			(略)	(略)